

寝屋川市資金管理指針

(目的)

第1条 この指針は、寝屋川市の資金をより確実かつ有利に保管し、及び運用するための基本的な方針を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この指針は、寝屋川市の一般会計及び特別会計に係る歳計現金、歳入歳出外現金及び基金（以下これらを「資金」という。）に適用する。

2 一時借入金は、歳計現金としてこの指針を適用する。

(注意義務)

第3条 資金の保管及び運用（以下「管理」という。）に携わる職員は、その事務の執行に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 金融機関に関する情報の収集、金利の動向等について、常に注意を払うこと。
- (2) 善良なる管理者としての注意をもって事務を執行し、市民の利益に反する行為を行わないこと。

(歳計現金の保管の原則)

第4条 歳計現金の保管に当たっては、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 確実性 資金の元本が確実に保全されると判断されること。
- (2) 流動性 収支予定に基づき、支払準備が支障なく行われること。
- (3) 有利性 確実性及び流動性を十分確保した上で、相対的に有利であると判断されること。

(歳計現金の保管方法)

第5条 歳計現金は、指定金融機関における決済用預金で保管するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、基金の預金の例により保管することができる。

- (1) 確実性及び流動性に支障を来たさず、かつ、指定金融機関の決済用預金に比べ有利性が認められる場合
- (2) 確実性及び流動性を維持するため、保管先及び保管方法の分散を図ること

が適当であると判断される場合

(歳入歳出外現金の保管)

第6条 歳入歳出外現金の保管は、歳計現金の例による。

(基金の運用の原則)

第7条 基金の運用に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 確実性 基金の元本が確実に保全されると判断されること。
- (2) 効率性 確実性を十分確保した上で、運用対象商品の選択、運用期間の設定、運用資金量の分配等を考慮し、効率的な運用を図ること。

(基金の運用方法)

第8条 基金は、預金及び債券で運用する。ただし、債券での運用は、長期的な運用が可能であると判断される基金に限り行うものとする。

(基金の預金ができる金融機関)

第9条 基金の預金ができる金融機関は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 指定金融機関
- (2) 借入金(寝屋川市が保証している債務を含む。)との相殺が可能な金融機関
- (3) 自己資本比率、格付情報等で健全性を把握できる金融機関
- (4) 預金債権に相当する担保の提供がある金融機関
- (5) 預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条に規定する金融機関
- (6) 前各号に掲げるもののほか、確実性及び効率性があると認められる金融機関

(預金の種類)

第10条 基金の預金は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 決済用預金
- (2) 普通預金
- (3) 通知預金
- (4) 定期預金
- (5) 譲渡性預金

(債券の種類)

第11条 基金の運用に利用することができる債券は、次の各号に掲げるものに限

る。

- (1) 国債、地方債及び政府保証債
- (2) 前号に掲げるもののほか、前号に準ずる債券であると認められるもの
(資金管理会議)

第12条 資金の管理等に係る重要事項について協議するため、資金管理会議（以下「会議」という。）を設置する。

- 2 会議の設置時期等は、会計管理者が定める。
- 3 会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 資金の管理に係る方針に関すること。
 - (2) 基金の運用に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、資金の管理に係る重要事項に関すること。
- 4 会議は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。
 - (1) 副市長
 - (2) 会計管理者
 - (3) 経営企画部長
 - (4) 財務部長
 - (5) 会計室長
 - (6) 経営企画部企画四課長
 - (7) 財務部財政課長
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、会計管理者が必要と認めた者
- 5 会議に議長を置き、前項第1号に掲げる者（財務部担当）をもって充てる。
- 6 議長は、会務を総理する。
- 7 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。
- 8 会議の運営について必要な事項は、議長が定める。
(委任)

第13条 この指針の施行について必要な事項は、会計管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この指針の施行の際、現に在職する収入役がいる場合は、その任期が終了するまでの間、この指針による改正後の寝屋川市資金管理指針第 12 条第 2 項並びに第 4 項第 1 号及び第 5 号並びに第 13 条の規定は適用せず、この指針による改正前の寝屋川市資金管理指針第 12 条第 2 項並びに第 4 項第 1 号及び第 5 号並びに第 13 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この指針は、平成 21 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 30 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 5 年 12 月 28 日から施行する。